

札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第4号）新旧対照表（第10条関係）

現 行	改 正 後
<p>附 則 <u>（虐待の防止に係る経過措置）</u></p>	<p>附 則 <u>（虐待の防止に係る経過措置）</u></p>
<p>2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第40条の2（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条、第181条、第181条の3、第188条、第204条、第216条、第237条、第248条、第263条、第265条、第276条、第296条、第301条、第306条、第313条、第319条、第338条、第349条、第357条、第359条の3、第364条、第369条、第376条、第386条、第396条、第403条、第408条及び第413条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新養護・特養基準条例」という。）第2条第4項、第29条の2（新養護・特養基準条例第50条、第61条、第67条及び第71条において準用する場合を含む。）、第30条第5項（新養護・特養基準条例第67条において準用する場合を含む。）及び第52条第3項（新養護・特養基準条例第71条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新軽費基準条例」という。）第2条第4項、第33条の2（新軽費基準条例第42条及び第50条において準用する場合を含む。）、第35条第4項及び第44条第4項、第4条の規定による改正後の札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新地密サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第41条の2（新地密サービス等基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条、第204条、第215条、第226条及び第238条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（以下「新居宅介護支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第30条の2（新居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、第7条の規定による改正後の札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新</p>	<p>2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「居宅サービス等基準条例」という。）第4条第3項（指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第85条第1項の指定居宅療養管理指導事業者をいう。）及び指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第88条第1項の指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。）に適用される場合に限る。）及び第40条の2（居宅サービス等基準条例第98条及び第319条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。</p>

老福基準条例」という。)第2条第4項、第40条の2(新老福基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項、第8条の規定による改正後の札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「新老健基準条例」という。)第2条第4項、第39条の2(新老健基準条例第53条において準用する場合を含む。)及び第43条第3項、第9条の規定による改正後の札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「新医療院基準条例」という。)第3条第4項、第40条の2(新医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項、第10条の規定による改正後の札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新療養基準条例」という。)第2条第4項、第38条の2(新療養基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第42条第3項並びに第11条の規定による改正後の札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(以下「新介護予防支援等基準条例」という。)第4条第5項及び第29条の2(新介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新居宅サービス等基準条例第30条(新居宅サービス等基準条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。)、第57条(新居宅サービス等基準条例第63条、第296条及び第301条において準用する場合を含む。)、第77条(新居宅サービス等基準条例第306条において準用する場合を含む。)、第87条(新居宅サービス等基準条例第313条において準用する場合を含む。)、第96条(新居宅サービス等基準条例第319条において準用する場合を含む。)、第107条(新居宅サービス等基準条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。)、第143条(新居宅サービス等基準条例第338条において準用する場合を含む。)、第164条(新居宅サービス等基準条例第181条の3、第188条、第349条、第359条の3及び第364条において準用する場合を含む。)、第178条(新居宅サービス等基準条例第357条において準用する場合を含む。)、第201条(新居宅サービス等基準条例第369条において準用する場合を含む。)、第213条(新居宅サービス等基準条例第376条において準用する場合を含む。)、第232条(新居宅サービス等基準条例第386条において準用する場合を含む。)、第245条(新居宅サービス等基準条例第396条において準用する場合を含む。)

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における居宅サービス等基準条例第96条(居宅サービス等基準条例第319条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、居宅サービス等基準条例第96条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置を除く。)」とする。

413条において準用する場合を含む。)、新養護・特養基準条例第7条、第33条(新養護・特養基準条例第67条において準用する場合を含む。))及び第53条(新養護・特養基準条例第71条において準用する場合を含む。)、新軽費基準条例第7条(新軽費基準条例第42条及び第50条において準用する場合を含む。)、新地密サービス等基準条例第32条、第56条、第60条の12(新地密サービス等基準条例第60条の20の3において準用する場合を含む。)、第60条の34、第74条(新地密サービス等基準条例第215条において準用する場合を含む。)、第101条(新地密サービス等基準条例第204条及び第226条において準用する場合を含む。)、第123条(新地密サービス等基準条例第238条において準用する場合を含む。)、第146条、第170条及び第188条、新居宅介護支援等基準条例第21条(新居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)、新老福基準条例第28条及び第51条、新老健基準条例第28条及び第50条、新医療院基準条例第29条及び第51条、新療養基準条例第27条及び第51条並びに新介護予防支援等基準条例第20条(新介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新居宅サービス等基準条例第32条の2(新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条、第181条、第181条の3、第188条、第204条、第216条、第237条、第248条、第263条、第265条、第276条、第296条、第301条、第306条、第313条、第319条、第338条、第349条、第357条、第359条の3、第364条、第369条、第376条、第386条、第396条、第403条、第408条及び第413条において準用する場合を含む。)、新養護・特養基準条例第22条の2(新養護・特養基準条例第50条、第61条、第67条及び第71条において準用する場合を含む。)、新軽費基準条例第24条の2(新軽費基準条例第42条及び第50条において準用する場合を含む。)、新地密サービス等基準条例第33条の2(新地密サービス等基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条、第204条、第215条、第226条及び第238条において準用する場合を含む。)、新居宅介護支援等基準条例第22条の2(新居宅介護支援等基準条例第33条において準

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における居宅サービス等基準条例第32条の2(居宅サービス等基準条例第98条及び第319条において準用する場合に限る。))の規定の適用については、居宅サービス等基準条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

用する場合を含む。)、新老福基準条例第29条の2(新老福基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新老健基準条例第29条の2(新老健基準条例第53条において準用する場合を含む。)、新医療院基準条例第30条の2(新医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新療養基準条例第28条の2(新療養基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び新介護予防支援等基準条例第21条の2(新介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新居宅サービス等基準条例第(削る。)

33条第3項(新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第276条、第296条、第301条、第306条、第313条、第319条及び第413条において準用する場合を含む。)、第111条第2項(新居宅サービス等基準条例第115条、第135条、第168条、第181条、第181条の3、第188条、第237条、第248条、第349条、第357条、第359条の3、第364条、第386条及び第396条において準用する場合を含む。)、第144条第3項(新居宅サービス等基準条例第204条、第216条、第338条、第369条及び第376条において準用する場合を含む。)及び第260条第6項(新居宅サービス等基準条例第265条、第403条及び第408条において準用する場合を含む。)、新地密サービス等基準条例第34条第3項(新地密サービス等基準条例第60条において準用する場合を含む。)及び第60条の16第2項(新地密サービス等基準条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第204条、第215条、第226条及び第238条において準用する場合を含む。)、新居宅介護支援等基準条例第24条の2(新居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)並びに新介護予防支援等基準条例第23条の2(新介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

6 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新居宅サービス等基準条例第(削る。)

57条の2第3項(新居宅サービス等基準条例第63条、第296条及び第301条において準用する場

合を含む。)、第108条第3項(新居宅サービス等基準条例第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条、第204条、第338条、第349条、第359条の3、第364条及び第369条において準用する場合を含む。)、第179条第4項(新居宅サービス等基準条例第357条において準用する場合を含む。)、第214条第4項(新居宅サービス等基準条例第376条において準用する場合を含む。)及び第233条第4項(新居宅サービス等基準条例第248条、第386条及び第396条において準用する場合を含む。)、新養護・特養基準条例第22条第3項、第48条第3項(新養護・特養基準条例第67条において準用する場合を含む。)及び第59条第4項(新養護・特養基準条例第71条において準用する場合を含む。)、新軽費基準条例第24条第3項(新軽費基準条例第42条及び第50条において準用する場合を含む。)、新地密サービス等基準条例第60条の13第3項(新地密サービス等基準条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第204条、第215条及び第226条において準用する場合を含む。)、第124条第3項(新地密サービス等基準条例第238条において準用する場合を含む。)、第147条第4項、第171条第3項及び第189条第4項、新老福基準条例第29条第3項及び第52条第4項、新老健基準条例第29条第3項及び第51条第4項、新医療院基準条例第30条第3項及び第52条第4項並びに新療養基準条例第28条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

7 当分の間、新老福基準条例第45条第1項第1号に規定する入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新老福基準条例第4条第1項第4号ア及び第52条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

8 前項の規定は、新居宅サービス等基準条例第171条第6項第1号及び第355条第6項第1号、新養護・特養基準条例第54条第4項第1号及び第69条第4項第1号、新地密サービス等基準条例第182条第1項第1号並びに新療養基準条例第43条第2項第1号、第44条第2項第1号及び第45条第2項第1号の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれ

(ユニットの定員に係る経過措置)

5 当分の間、第7条の規定による改正後の札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「老福基準条例」という。)第45条第1項第1号に規定する入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、老福基準条例第4条第1項第4号ア及び第52条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

6 前項の規定は、居宅サービス等基準条例第171条第6項第1号及び第355条第6項第1号、第2条の規定による改正後の札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「養護・特養基準条例」という。)第54条第4項第1号及び第69条第4項第1号並びに第4条の規定による改正後の札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「地密サー

ぞれ読み替えるものとする。

新居宅サービス等基準条例第171条第6項第1号	入居定員	利用定員
	新老福基準条例第4条第1項第4号ア	新居宅サービス等基準条例第148条第1項第3号
	第52条第2項	第179条第2項
新居宅サービス等基準条例第355条第6項第1号	入居定員	利用定員
	新老福基準条例第4条第1項第4号ア	新居宅サービス等基準条例第344条第1項第3号
	第52条第2項	第357条において準用する第179条第2項
新養護・特養基準条例第54条第4項第1号	新老福基準条例第4条第1項第4号ア	新養護・特養基準条例第35条第1項第4号ア
	第52条第2項	第59条第2項
新養護・特養基準条例第69条第4項第1号	新老福基準条例第4条第1項第4号ア	新養護・特養基準条例第64条第1項第4号ア
	第52条第2項	第71条において準用する第59条第2項
新地密サービス等基準条例第182条第1項第1号	新老福基準条例第4条第1項第4号ア	新地密サービス等基準条例第153条第1項第4号ア
	第52条第2項	第189条第2項
新療養基準条例第43条第2	新老福基準条例第4条第1	新療養基準条例第3条第1

ビス等基準条例」という。)第182条第1項第1号の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

居宅サービス等基準条例第171条第6項第1号	入居定員	利用定員
	老福基準条例第4条第1項第4号ア	居宅サービス等基準条例第148条第1項第3号
	第52条第2項	第179条第2項
居宅サービス等基準条例第355条第6項第1号	入居定員	利用定員
	老福基準条例第4条第1項第4号ア	居宅サービス等基準条例第344条第1項第3号
	第52条第2項	第357条において準用する第179条第2項
養護・特養基準条例第54条第4項第1号	老福基準条例第4条第1項第4号ア	養護・特養基準条例第35条第1項第4号ア
	第52条第2項	第59条第2項
養護・特養基準条例第69条第4項第1号	老福基準条例第4条第1項第4号ア	養護・特養基準条例第64条第1項第4号ア
	第52条第2項	第71条において準用する第59条第2項
地密サービス等基準条例第182条第1項第1号	老福基準条例第4条第1項第4号ア	地密サービス等基準条例第153条第1項第4号ア
	第52条第2項	第189条第2項

項第1号	項第4号ア及び第52条第2項	項第2号及び第3号、第52条第2項並びに附則第2項
新療養基準条例第44条第2項第1号	新老福基準条例第4条第1項第4号ア及び第52条第2項	新療養基準条例第3条第2項第2号及び第3号、第52条第2項並びに附則第3項
新療養基準条例第45条第2項第1号	新老福基準条例第4条第1項第4号ア及び第52条第2項	新療養基準条例第3条第3項第2号及び第3号、第52条第2項並びに附則第4項及び第5項

(栄養管理に係る経過措置)

9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新地密サービス等基準条例第(削る。)

165条の2(新地密サービス等基準条例第191条において準用する場合を含む。)、新老福基準条例第21条の2(新老福基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新老健基準条例第19条の2(新老健基準条例第53条において準用する場合を含む。)、新医療院基準条例第20条の2(新医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び新療養基準条例第19条の2(新療養基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

10 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新地密サービス等基準条例(削る。)

第165条の3(新地密サービス等基準条例第191条において準用する場合を含む。)、新老福基準条例第21条の3(新老福基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新老健基準条例第19条の3(新老健基準条例第53条において準用する場合を含む。)、新医療院基準条例第20条の3(新医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び新療養基準条例第19条の3(新療養基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定

の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

11 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間における新養護・特養基準条例 (削る。)

第29条第1項(新養護・特養基準条例第50条、第61条、第67条及び第71条において準用する場合を含む。)、新軽費基準条例第33条第1項(新軽費基準条例第42条及び第50条において準用する場合を含む。)、新地密サービス等基準条例第177条第1項(新地密サービス等基準条例第191条において準用する場合を含む。)、新老福基準条例第40条第1項(新老福基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新老健基準条例第39条第1項(新老健基準条例第53条において準用する場合を含む。)、新医療院基準条例第40条第1項(新医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。))及び新療養基準条例第38条第1項(新療養基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

12 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新養護・特養基準条例第24条第 (削る)

3項第3号(新養護・特養基準条例第50条、第61条、第67条及び第71条において準用する場合を含む。)、新軽費基準条例第26条第2項第3号(新軽費基準条例第42条及び第50条において準用する場合を含む。)、新地密サービス等基準条例第173条第3項第3号(新地密サービス等基準条例第191条において準用する場合を含む。)、新老福基準条例第32条第3項第3号(新老福基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新老健基準条例第32条第3項第3号(新老健基準条例第53条において準用する場合を含む。)、新医療院基準条例第33条第3項第3号(新医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。))及び新療養基準条例第31条第3項第3号(新療養基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設の設置者は、従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるも

のとする。